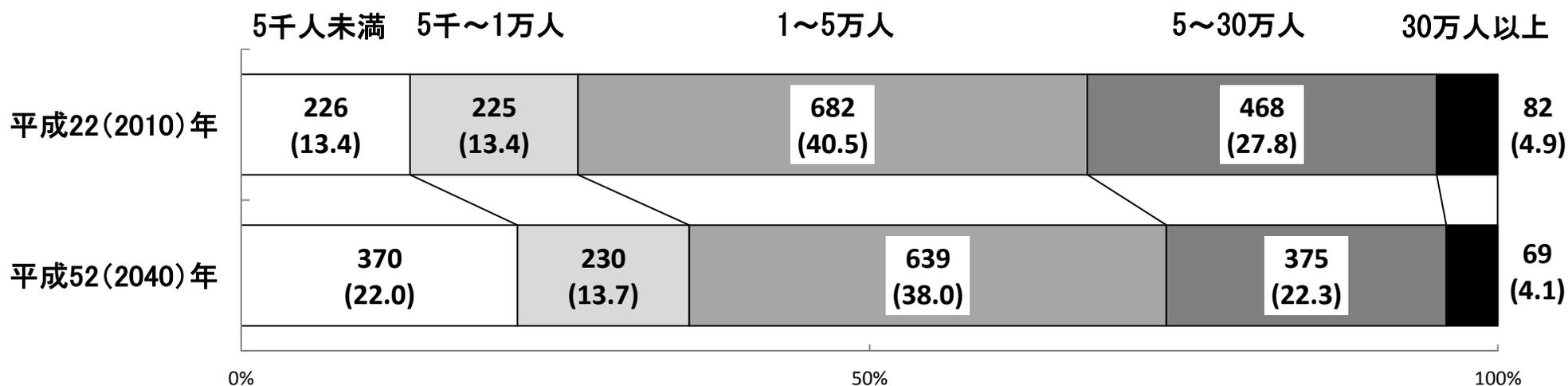


# 【参考】平成22年(2010年)と平成52年(2040年)における 総人口の規模別に見た市町村数と割合 (推計)

○ 平成52年(2040年)には、5分の1以上の自治体で総人口が5千人未満になる。  
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計))



【出所】国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』

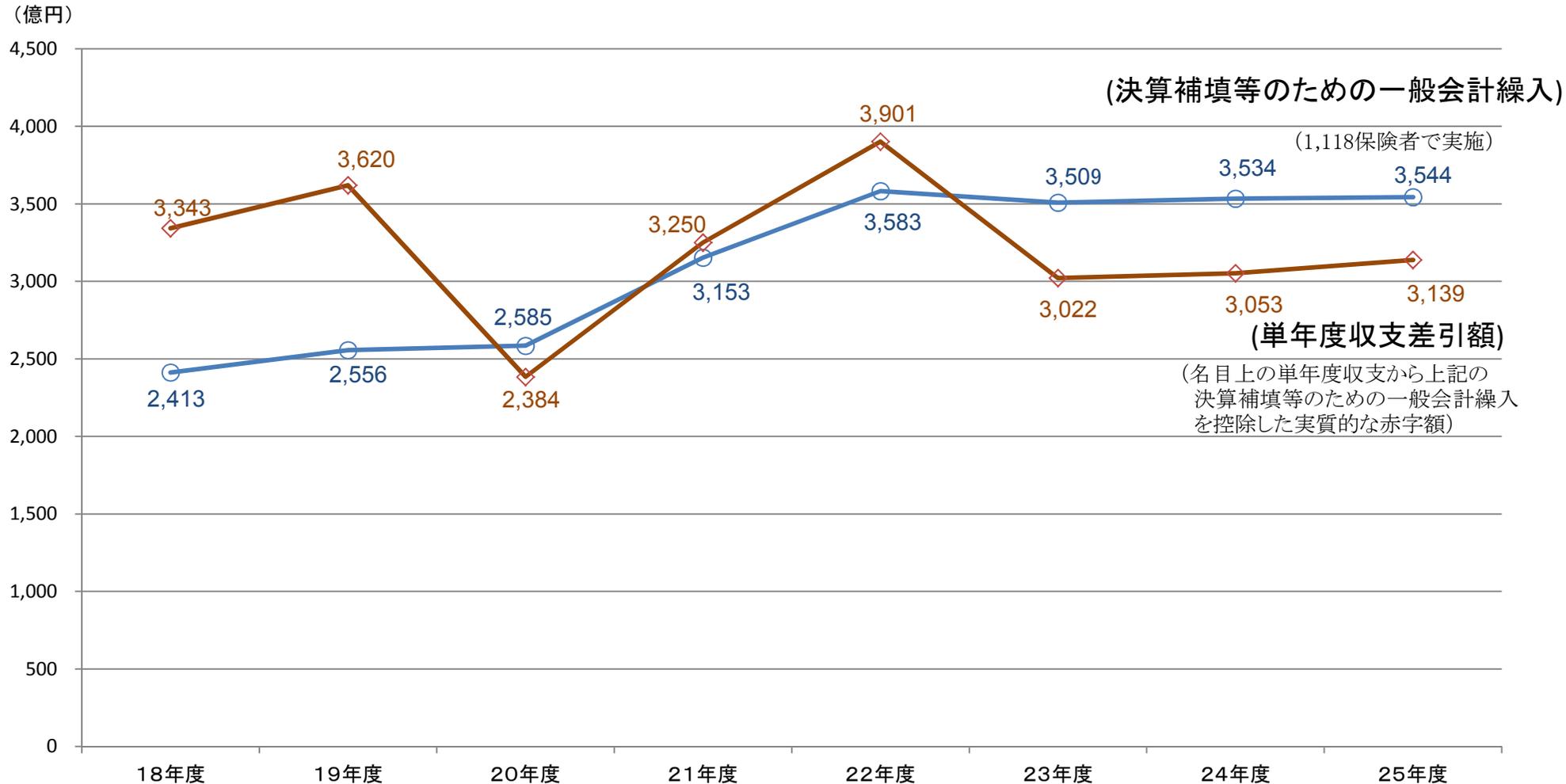
注1) グラフ中の数字は自治体数、カッコ内の数字は1,683市区町村に占める割合(%)。

対象となる自治体は、2013年3月1日現在の1,683市区町村であり、県全体について将来人口を推計した福島県内の市町村は含まない。

注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

# 市町村国保の財政収支の状況（推移）

○単年度の収支は恒常的に赤字であり、決算補填等のための一般会計繰入も行われている。



(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告書

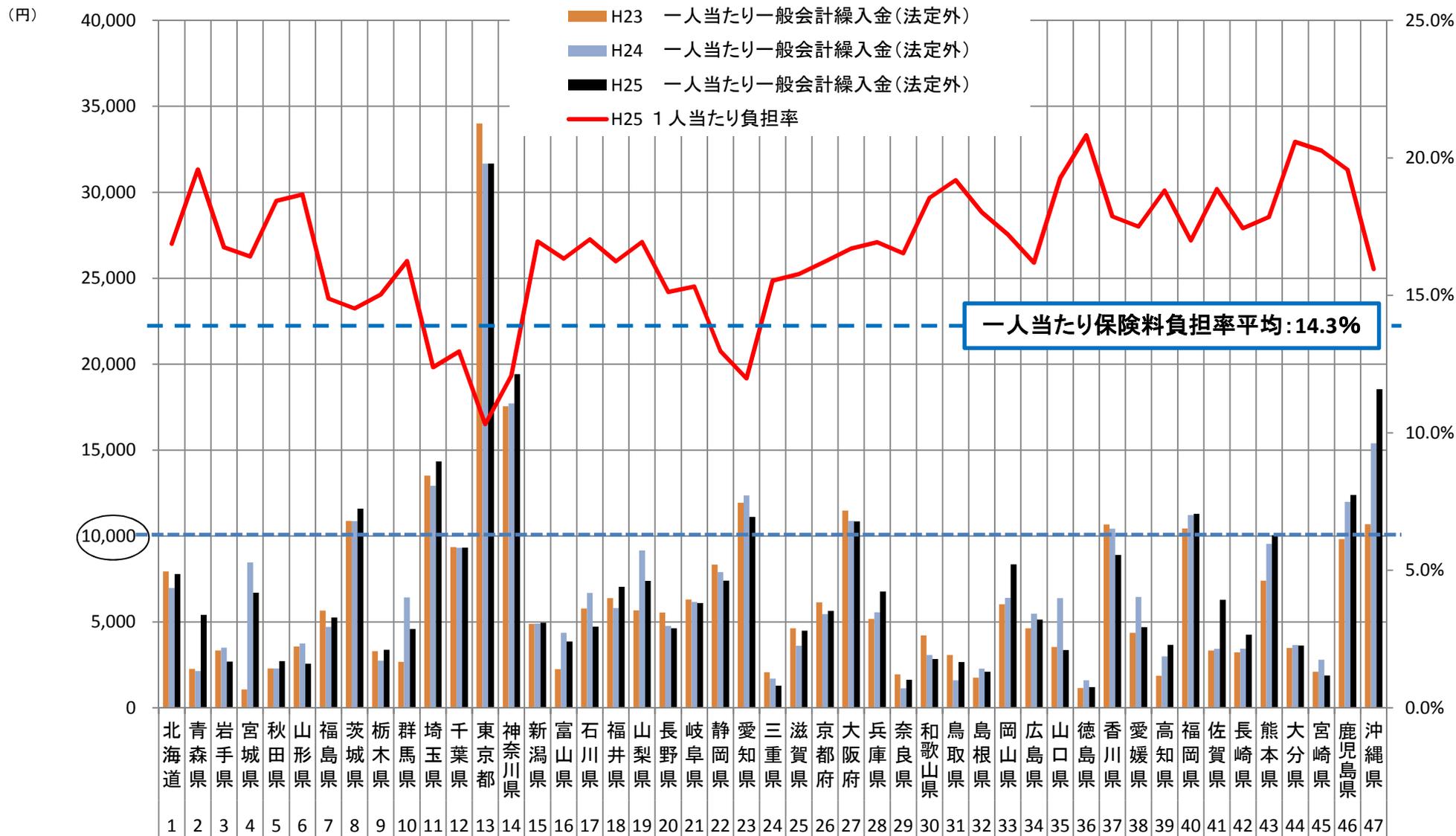
(注1) 「決算補てん等のための一般会計繰入金」とは、「一般会計繰入金（法定外）」のうち決算補てん等を目的とした額。平成21年度から東京都の特別区財政調整交付金のうち決算補てん目的のものを含む。

(注2) 単年度収支差引額は実質的な単年度収支差引額であり各年度いずれも赤字額。

(注3) 平成25年度は速報値である。

# 1人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（都道府県別状況）

○ 平成25年度の1人当たり繰入金が1万円を超えるのは、茨城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡、熊本、鹿児島、沖縄。  
 そのうち、埼玉、東京、神奈川、愛知の保険料負担率は平均(14.3%)よりも低く、茨城、大阪、福岡、熊本、鹿児島、沖縄の保険料負担率は平均よりも高い。

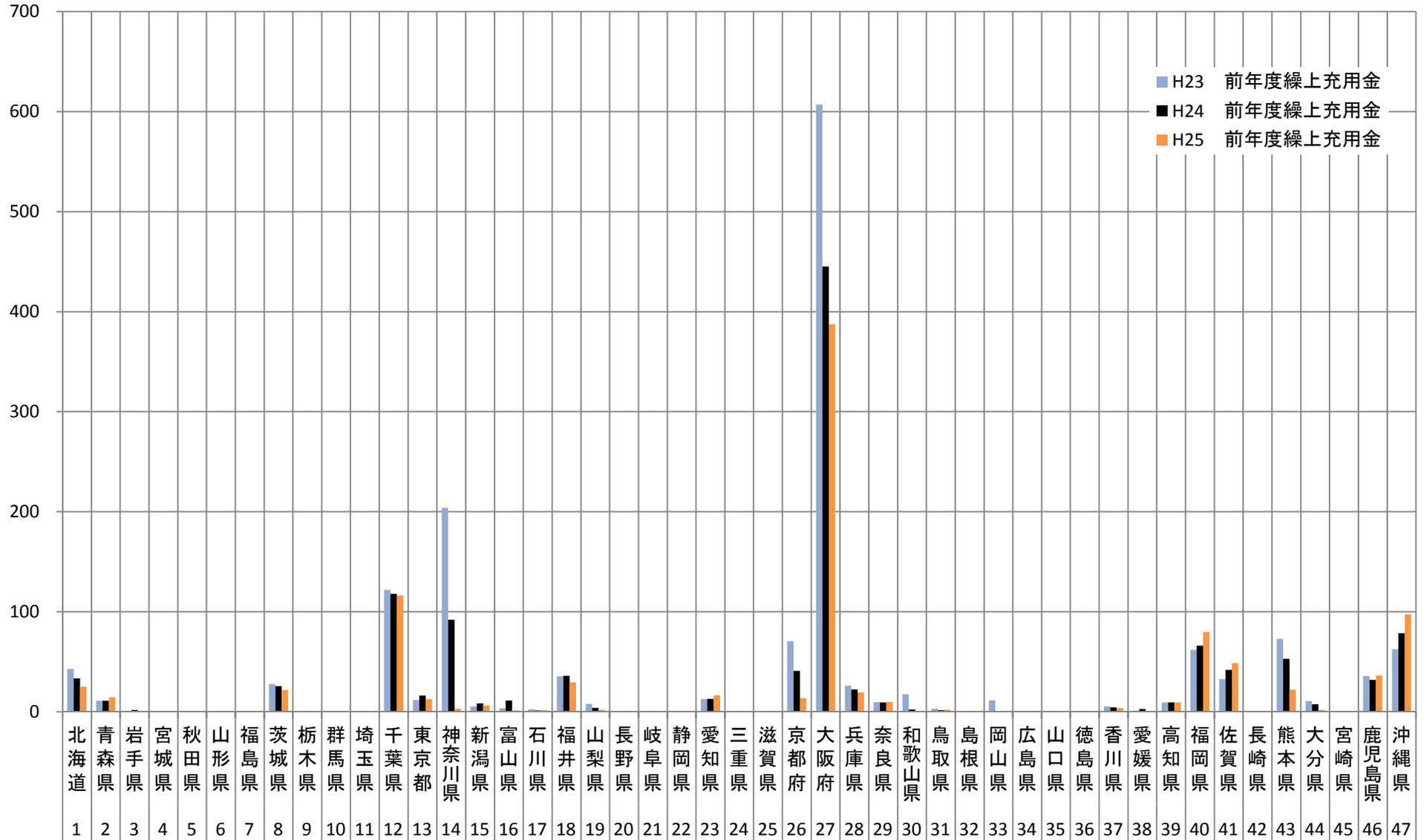


(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業の実施状況報告、国民健康保険実態調査報告  
 (注1) 一般会計繰入額(法定外)は、定率負担等の法定繰入分を除いたものである。  
 (注2) 一人当たり負担率は、一人当たり保険料(税)調定額を一人当たり旧ただし書き所得で除したものである。

# 前年度繰上充用金の状況

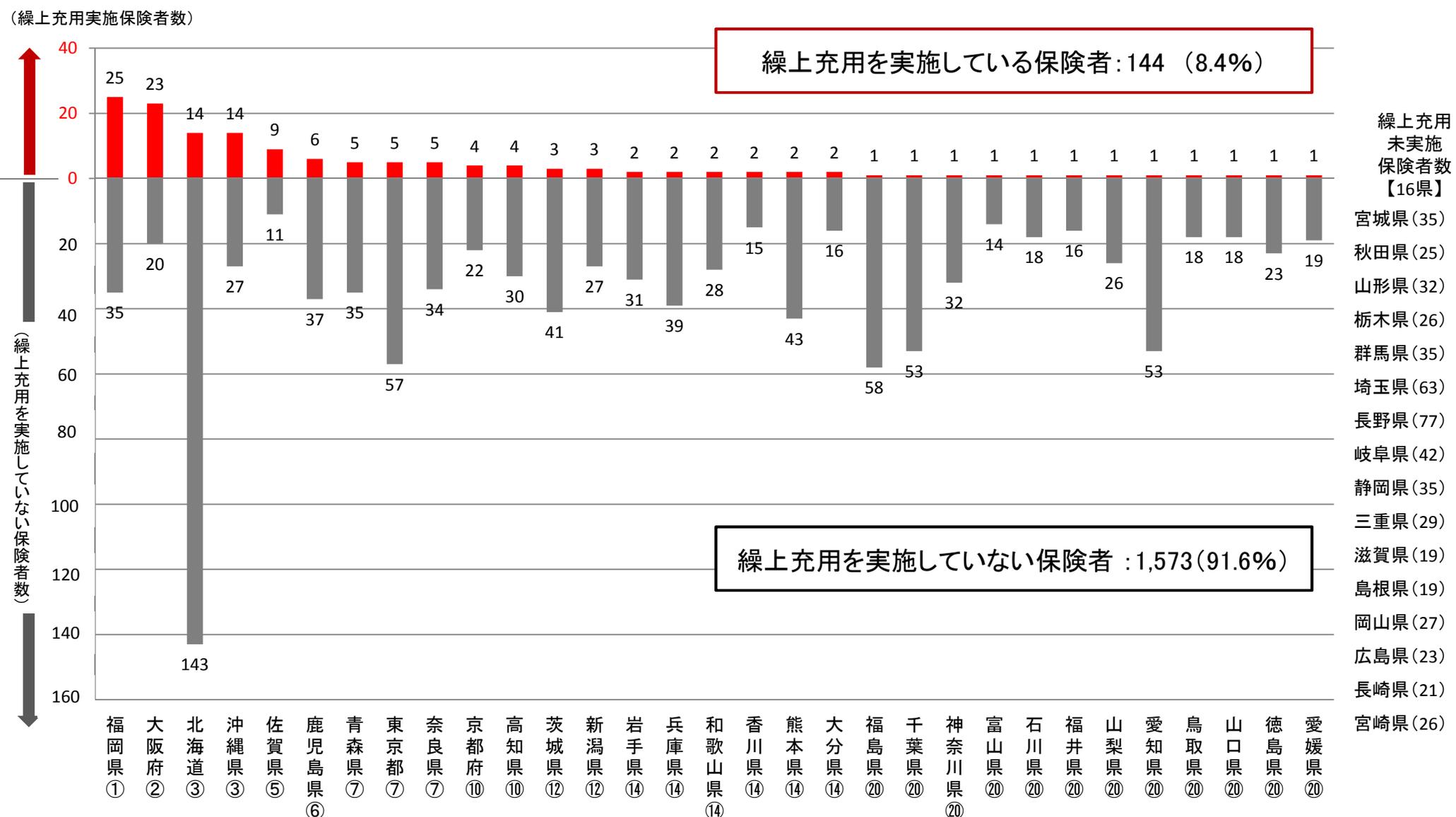
○ 前年度繰上充用金は984億円(平成25年度)。うち大阪府内の市町村の合計が387億円であり、全体の約4割を占める。

(億円)



# 前年度繰上充用を実施している保険者数（都道府県別：平成25年度）

- 47都道府県のうち前年度繰上充用を実施している保険者があるのは31都道府県。
- 繰上充用を実施している保険者(144)は、福岡県(25)、大阪府(23)、北海道(14)、沖縄県(14)など特定の道府県で多く見られる。



(出所) 国民健康保険事業年報

# 都道府県別 1人あたり医療費の格差の状況（平成25年度）

	保険者別1人あたり医療費			都道府県別 1人あたり医療費			
	最大	最小	格差	順位			
北海道	初山別村	526,295	羅臼町	224,090	2.3倍	364,012	13
青森県	外ヶ浜町	352,882	六ヶ所村	253,378	1.4倍	304,844	39
岩手県	大槌町	412,970	軽米町	267,929	1.5倍	334,643	25
宮城県	七ヶ宿町	370,371	大衡村	253,703	1.5倍	324,271	32
秋田県	男鹿市	416,513	大湯村	260,065	1.6倍	354,830	15
山形県	山辺町	378,224	最上地区広域連合	278,497	1.4倍	332,347	26
福島県	楢葉町	445,443	西郷村	269,445	1.7倍	321,798	34
茨城県	北茨城市	353,393	鉾田市	241,801	1.5倍	281,266	46
栃木県	壬生町	316,630	益子町	267,701	1.2倍	293,796	43
群馬県	神流町	431,508	昭和村	229,099	1.9倍	298,314	41
埼玉県	東秩父村	342,243	戸田市	269,157	1.3倍	296,689	42
千葉県	長柄町	352,006	旭市	242,101	1.5倍	292,674	44
東京都	利島村	555,744	小笠原村	170,706	3.3倍	292,132	45
神奈川県	山北町	360,667	大井町	277,786	1.3倍	306,556	38
新潟県	粟島浦村	444,296	南魚沼市	269,027	1.7倍	331,947	27
富山県	魚津市	393,305	砺波市	323,305	1.2倍	350,125	18
石川県	宝達志水町	432,293	野々市市	333,381	1.3倍	367,665	12
福井県	美浜町	422,632	高浜町	302,497	1.4倍	350,392	17
山梨県	丹波山村	456,721	忍野村	266,222	1.7倍	309,004	37
長野県	筑北村	415,635	南牧村	180,855	2.3倍	314,404	35
岐阜県	関ヶ原町	359,479	坂祝町	267,627	1.3倍	324,713	30
静岡県	西伊豆町	354,284	清水町	271,271	1.3倍	310,209	36
愛知県	豊根村	371,182	田原市	233,956	1.6倍	299,309	40
三重県	紀北町	398,423	度会町	284,020	1.4倍	331,810	28

	保険者別1人あたり医療費			都道府県別 1人あたり医療費			
	最大	最小	格差	順位			
滋賀県	多賀町	376,065	愛荘町	290,033	1.3倍	323,927	33
京都府	南山城村	396,246	京丹後市	310,614	1.3倍	337,826	24
大阪府	岬町	413,412	泉南市	287,235	1.4倍	338,021	23
兵庫県	赤穂市	396,107	豊岡市	311,911	1.3倍	340,536	21
奈良県	上北山村	461,660	下北山村	261,459	1.8倍	324,419	31
和歌山県	紀美野町	394,570	みなべ町	250,148	1.6倍	326,800	29
鳥取県	南部町	421,001	鳥取市	323,262	1.3倍	346,834	20
島根県	川本町	467,893	知夫村	335,220	1.4倍	396,128	2
岡山県	新見市	456,187	総社市	361,545	1.3倍	375,435	10
広島県	大崎上島町	478,957	福山市	347,216	1.4倍	381,454	8
山口県	美祿市	482,882	下松市	346,791	1.4倍	397,230	1
徳島県	神山町	453,783	松茂町	323,823	1.4倍	374,484	11
香川県	直島町	456,819	宇多津町	329,265	1.4倍	391,387	3
愛媛県	久万高原町	445,396	宇和島市	311,559	1.4倍	352,613	16
高知県	北川村	508,629	大川村	283,153	1.8倍	376,156	9
福岡県	豊前市	431,738	那珂川町	305,425	1.4倍	349,357	19
佐賀県	みやき町	469,820	玄海町	326,243	1.4倍	384,422	5
長崎県	長崎市	431,351	小値賀町	318,489	1.4倍	383,975	6
熊本県	水俣市	523,049	産山村	295,089	1.8倍	354,999	14
大分県	津久見市	455,220	姫島村	305,426	1.5倍	386,609	4
宮崎県	美郷町	431,024	都農町	291,014	1.5倍	339,803	22
鹿児島県	南さつま市	473,269	与論町	231,528	2.0倍	381,547	7
沖縄県	大宜味村	368,672	座間味村	176,281	2.1倍	276,918	47

(※) 3~2月診療ベースである。  
(出所) 国民健康保険事業年報

1人あたり医療費 全国平均：324,543円

# 都道府県内における1人当たり所得の格差（平成25年）

	平均所得 (万円)	最高		最低		格差
			(万円)		(万円)	
北海道	58.3	猿払村	435.1	三笠市	29.7	14.6
青森	47.6	六ヶ所村	70.9	今別町	34.0	2.1
岩手	52.4	野田村	72.9	西和賀町	43.7	1.7
宮城	60.7	南三陸町	86.2	白石市	47.3	1.8
秋田	44.7	大潟村	200.4	大館市	34.3	5.8
山形	54.3	三川町	72.5	小国町	37.9	1.9
福島	59.8	飯舘村	102.0	柳津町	42.9	2.4
茨城	65.3	守谷市	86.7	高萩市	48.5	1.8
栃木	70.1	高根沢町	102.3	茂木町	46.4	2.2
群馬	61.1	嬬恋村	119.8	上野村	39.0	3.1
埼玉	75.6	和光市	106.0	神川町	50.9	2.1
千葉	76.2	浦安市	110.5	いすみ市	55.3	2.0
東京	101.4	千代田区	251.4	奥多摩町	58.6	4.3
神奈川	89.0	鎌倉市	115.3	横須賀市	67.7	1.7
新潟	56.0	津南町	63.5	阿賀町	37.9	1.7
富山	60.8	黒部市	68.1	上市町	51.6	1.3
石川	60.4	川北町	76.2	穴水町	42.7	1.8
福井	59.6	池田町	64.1	おおい町	50.0	1.3
山梨	61.2	小菅村	91.5	早川町	43.4	2.1
長野	61.4	軽井沢町	298.2	売木村	30.0	9.9
岐阜	66.8	白川村	95.5	関ヶ原町	53.8	1.8
静岡	80.1	浜松市	110.3	西伊豆町	49.1	2.2
愛知	85.1	長久手市	129.3	豊根村	55.0	2.4
三重	63.6	木曾岬町	85.0	御浜町	45.5	1.9

	平均所得 (万円)	最高		最低		格差
			(万円)		(万円)	
滋賀	62.5	栗東市	86.2	豊郷町	43.5	2.0
京都	55.3	長岡京市	77.1	井手町	40.8	1.9
大阪	56.1	吹田市	83.2	泉南市	40.0	2.1
兵庫	60.1	芦屋市	128.1	新温泉町	45.7	2.8
奈良	56.9	生駒市	78.6	御所市	38.6	2.0
和歌山	47.9	みなべ町	59.9	湯浅町	36.1	1.7
鳥取	47.7	北栄町	63.8	日野町	35.6	1.8
島根	56.8	奥出雲町	99.4	美郷町	38.5	2.6
岡山	53.7	真庭市	66.8	美咲町	35.8	1.9
広島	61.2	府中町	71.2	神石高原町	46.4	1.5
山口	52.0	和木町	64.5	上関町	36.1	1.8
徳島	44.8	鳴門市	59.8	つるぎ町	26.4	2.3
香川	55.2	直島町	80.0	東かがわ市	43.7	1.8
愛媛	44.4	八幡浜市	55.4	松野町	26.8	2.1
高知	45.6	馬路村	60.1	大豊町	30.1	2.0
福岡	51.6	新宮町	68.8	川崎町	24.4	2.8
佐賀	53.9	佐賀市	60.0	大町町	36.3	1.7
長崎	44.8	長与町	56.4	波佐見町	38.3	1.5
熊本	50.3	嘉島町	62.4	津奈木町	27.6	2.3
大分	43.1	竹田市	48.4	姫島村	30.9	1.6
宮崎	44.2	新富町	52.3	日之影町	29.9	1.8
鹿児島	41.0	東串良町	55.1	伊仙町	14.5	3.8
沖縄	40.5	嘉手納町	69.7	多良間村	11.5	6.1

1人当たり所得 全国平均：67.6万円

(注1)厚生労働省保険局「平成26年度国民健康保険実態調査」速報(保険者票)における平成25年所得である。

(注2)ここでいう「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。

# 国保保険料の都道府県内格差（平成25年度）

	保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額			
	最大	最小	格差	調定額	順位		
北海道	猿払村	149,539	三笠市	57,973	2.6倍	84,647	23
青森県	中泊町	102,475	深浦町	65,597	1.6倍	82,740	27
岩手県	奥州市	89,271	岩泉町	55,263	1.6倍	75,571	43
宮城県	色麻町	107,304	七ヶ宿町	55,109	1.9倍	88,757	12
秋田県	大潟村	135,619	小坂町	51,914	2.6倍	77,003	40
山形県	川西町	107,984	西川町	64,905	1.7倍	91,125	6
福島県	浅川町	97,917	高尾村・双葉町・大熊町・富岡町・楢葉町	0	-	75,047	44
茨城県	境町	104,426	常陸大宮市	71,412	1.5倍	85,121	22
栃木県	上三川町	126,734	茂木町	75,196	1.7倍	92,770	2
群馬県	榛東村	111,893	上野村	60,997	1.8倍	88,131	14
埼玉県	川島町	99,056	小鹿野町	55,128	1.8倍	84,147	24
千葉県	富津市	104,818	成田市	70,698	1.5倍	87,577	18
東京都	千代田区	126,531	三宅村	42,231	3.0倍	87,769	16
神奈川県	湯河原町	118,550	座間市	76,301	1.6倍	94,427	1
新潟県	粟島浦村	95,870	糸魚川市	56,990	1.7倍	82,789	26
富山県	南砺市	102,544	氷見市	74,375	1.4倍	89,233	11
石川県	加賀市	105,265	珠洲市	74,280	1.4倍	91,371	4
福井県	あわら市	95,541	池田町	58,572	1.6倍	86,952	19
山梨県	富士河口湖町	108,815	小菅村	57,939	1.9倍	90,379	8
長野県	山形村	102,797	大鹿村	34,031	3.0倍	77,280	39
岐阜県	岐南町	109,547	飛騨市	68,916	1.6倍	90,602	7
静岡県	御前崎市	104,850	川根本町	60,995	1.7倍	92,287	3
愛知県	田原市	107,919	豊根村	62,435	1.7倍	89,251	10
三重県	木曾岬町	104,213	大紀町	58,152	1.8倍	88,461	13

	保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額			
	最大	最小	格差	調定額	順位		
滋賀県	栗東市	105,289	甲良町	65,854	1.6倍	87,687	17
京都府	精華町	96,444	伊根町	49,329	2.0倍	80,915	32
大阪府	箕面市	100,584	田尻町	68,994	1.5倍	81,771	31
兵庫県	芦屋市	99,738	養父市	60,663	1.6倍	82,429	29
奈良県	生駒市	102,137	下北山村	45,313	2.3倍	83,119	25
和歌山県	上富田町	100,657	古座川町	46,954	2.1倍	80,609	34
鳥取県	若桜町	87,142	智頭町	42,534	2.0倍	80,306	35
島根県	松江市	95,808	津和野町	64,765	1.5倍	86,273	21
岡山県	早島町	99,660	久米南町	65,980	1.5倍	82,684	28
広島県	安芸高田市	92,385	神石高原町	55,030	1.7倍	88,059	15
山口県	周南市	100,275	上関町	58,346	1.7倍	91,359	5
徳島県	石井町	101,491	つるぎ町	57,354	1.8倍	82,350	30
香川県	多度津町	95,958	小豆島町	64,872	1.5倍	86,871	20
愛媛県	東温市	88,784	愛南町	54,693	1.6倍	77,457	38
高知県	馬路村	87,140	仁淀川町	44,647	2.0倍	76,416	42
福岡県	大木町	93,165	添田町	51,751	1.8倍	76,612	41
佐賀県	白石町	107,397	有田町	67,124	1.6倍	89,838	9
長崎県	大村市	82,549	小値賀町	57,915	1.4倍	73,733	45
熊本県	あさぎり町	97,495	津奈木町	55,932	1.7倍	80,704	33
大分県	竹田市	92,785	姫島村	48,490	1.9倍	80,237	36
宮崎県	新富町	94,857	椎葉村	57,094	1.7倍	78,409	37
鹿児島県	南九州市	84,898	伊仙町	33,728	2.5倍	70,611	46
沖縄県	北大東村	69,445	粟国村	28,969	2.4倍	54,750	47

(注1) 保険料(税)調定額には介護納付金分を含んでいない。

(注2) 被保険者数は3~2月の年度平均を用いて計算している。

(注3) 東日本大震災により保険料(税)が減免されたため、1人当たり保険料調定額が小さくなっている保険者がある  
福島県を除くと東京都の格差が最大となる。

(※)平成25年度 国民健康保険事業年報を基に作成

**1人当たり保険料(税)全国平均：84,815円**

国民健康保険の見直しについて

# 国民健康保険の安定化に向けた改革

# 国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

## <平成27年度から実施>

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

## <平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

- **財政調整機能の強化**（財政調整交付金の実質的増額）
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応  
（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）
- **保険者努力支援制度**・**医療費の適正化に向けた取組等に対する支援**
- **財政リスクの分散・軽減方策**（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等（平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円）
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

# 国民健康保険への財政支援の拡充(27年度)

○ 低所得者(保険料の軽減対象者)数に応じた保険者への財政支援(平成26年度:約980億円)を更に約1,700億円拡充。

※被保険者一人当たり約5,000円の財政改善効果

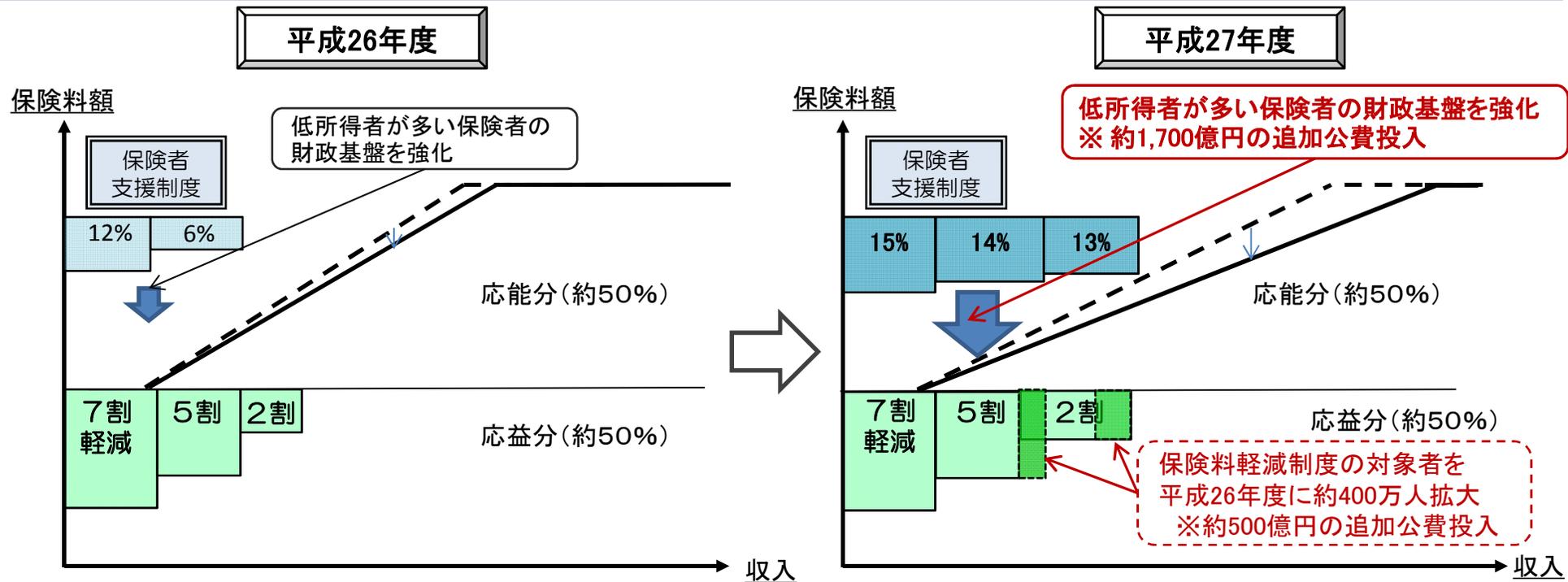
《拡充の内容》

- ① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。
- ② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。
- ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。

※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**収納額**の12%(7割軽減)、6%(5割軽減)

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**算定額**の15%(7割軽減)、14%(5割軽減)、13%(2割軽減)



## ○ 財政安定化基金の創設

財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保。

※ 所要額(国費)200億円(今後も積み増す予定)

## 概要・規模

(概要)

○医療費適正化への取組や国保が抱える課題への対応等を通じて保険者機能の役割を發揮してもらう観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う自治体に対し支援金を交付することで、国保の財政基盤を強化する。

(規模)

700億円～800億円程度

## 指 標

○保険者努力支援制度に基づく支援金については、保険者の努力を判断する指標を踏まえて交付額を決定する。

○指標については、後期高齢者支援金の加算・減算で用いられる予定の指標も踏まえ、今後、地方と協議の上決定することとしているが、例えば、

- ・被保険者の健康の保持増進に努力として、特定健診・特定保健指導等の実施状況
- ・医療の効率的な提供の推進に対する努力として、後発医薬品使用割合
- ・国保が抱える課題に対する努力として、収納率向上の状況 等を指標として用いることを検討。

# 国民健康保険の財政安定化基金（案）

## 1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

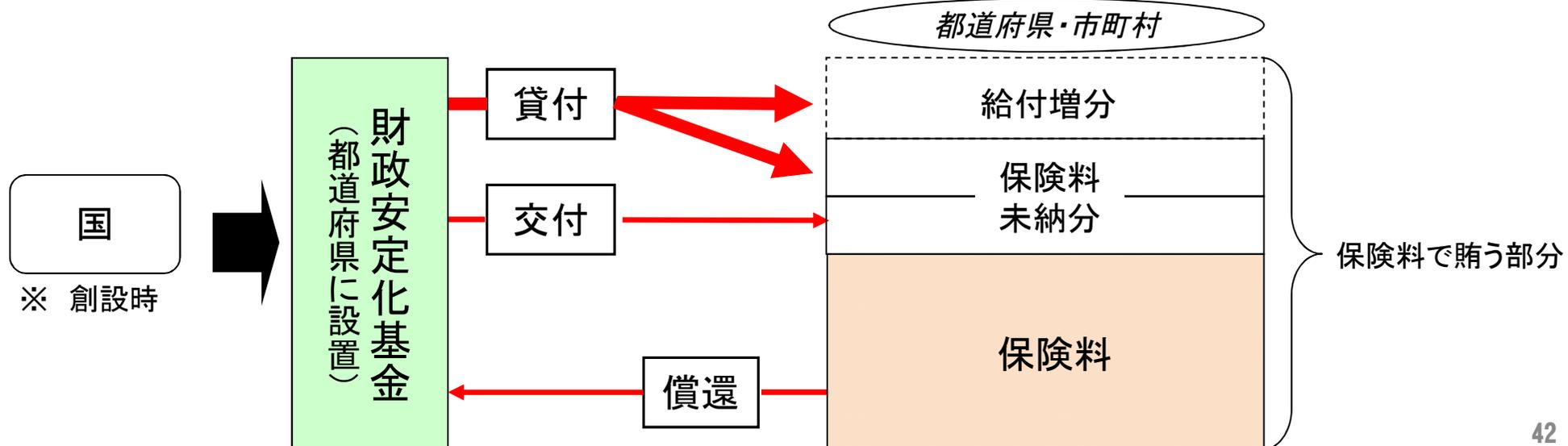
## 2. 内容

- 貸付・・・各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還（無利子）
- 交付・・・特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないように留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付

特別な事情に該当する場合 ……災害、景気変動等（詳細は、今後地方と協議の上、政省令で規定）

## 3. 基金規模等

- 2,000億円規模をめざし、国費で創設・順次積増しすることとし、平成27年度は200億円を措置。
- 交付分に対する補填は各都道府県が基金の適正規模を判断して決定。  
※国・都道府県・市町村（保険料。按分の在り方については引き続き検討）で1/3ずつ補填



# 被用者保険や国保における保険料負担の公平化

## 1. 被用者保険の標準報酬月額上限の引上げ

○ 健康保険及び船員保険の標準報酬月額

全47等級(上限121万円、下限5.8万円)



平成28年度から上限3等級引上げ

全50等級(上限139万円、下限5.8万円)

※ 標準賞与額もあわせて見直し、年間上限を540万円から573万円に引き上げる。

追加

第47級	1,210,000円	1,175千円以上 1,235千円未満
第48級	1,270,000円	1,235千円以上 1,295千円未満
第49級	1,330,000円	1,295千円以上 1,355千円未満
第50級	1,390,000円	1,355千円以上

## 2. 被用者保険の一般保険料率上限の引上げ

○ 1000分の120(健康保険) → 平成28年度から「1000分の130」に引上げ

※ 船員保険も同様に見直し、疾病保険料率の上限を「1000分の130」とする。

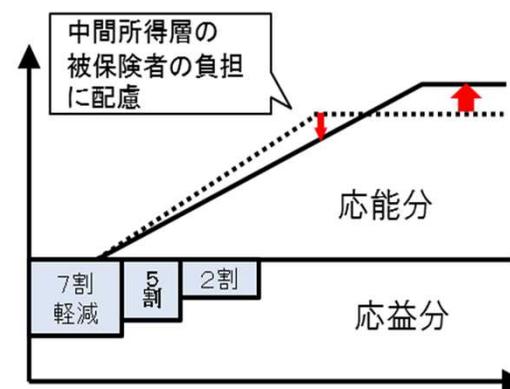
## 3. 国保の保険料(税)の賦課限度額の引上げ

○ 被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険(税)料負担に一定の限度を設けている(平成27年度:年間85万円)

○ **より負担能力に応じた負担とする観点**から、被用者保険の仕組みとの**バランスを考慮しつつ、段階的に引き上げ**

○ 各市町村の意見や対応状況等を踏まえ、引上げ幅や時期を判断することとし、平成27年度は4万円引上げた(年間81万円→85万円)

賦課限度額の引上げの仕組み



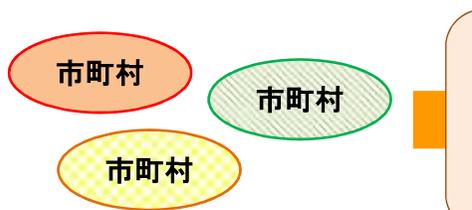
# 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

## ○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

## ○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営



- ・**国の財政支援の拡充**
- ・**都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす**

#### （構造的な課題）

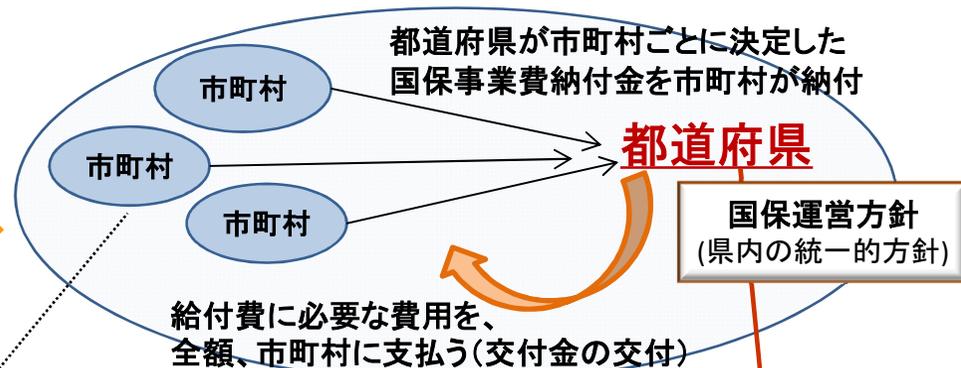
- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの  
※保険料率は市町村ごとに決定  
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

### ○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

### 【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



- ・財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- ・市町村ごとの納付金を決定  
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す